

第28回技能グランプリ 開催計画

平成26年5月7日

平成27年1月26日改定

大会会長

中央職業能力開発協会会長 釜 和明

一般社団法人全国技能士会連合会会長 大関 東支夫

1 目的

第28回技能グランプリ（以下「グランプリ」という。）は、特級、一級及び単一等級の技能士の技能の一層の向上を図るとともに、その地位の向上と技能尊重気運の醸成に資することを目的とする。

2 主催

厚生労働省及び中央職業能力開発協会（以下「中央協会」という。）、（一社）全国技能士会連合会の共催とする。

3 後援（依頼予定）

経済産業省、国土交通省、各都道府県、各都道府県職業能力開発協会、各都道府県技能士会（連合会）、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、職業能力開発総合大学校、一般社団法人日本経済団体連合会、NHK

4 協賛

グランプリの実施に当たり、競技用材料、役務などに関する各種協賛を依頼予定。

5 協力

グランプリの実施に携わる運営委員、競技委員など、後援組織、業界団体、企業等に対し、グランプリ役員への就任に係わる協力を依頼。

6 日程

平成27年2月20日（金）～23日（月）

（一部職種については、競技を先行して実施する予定。）

2月20日（金）	競技会場下見 開会式
2月21日（土）	職種別競技実施
2月22日（日）	職種別競技実施 採点及び技術委員会
2月23日（月）	成績発表（閉会式会場） 閉会式

7 競技職種

次の28職種について実施を予定。

- | | | |
|-------------------|------------------|------------------|
| [1] 染色補正 | [2] 婦人服製作 | [3] 紳士服製作 |
| [4] 和裁 | [5] 寝具 | [6] 石工 |
| [7] 建築大工 | [8] かわらぶき | [9] 畳製作 |
| [10] 建築配管 | [11] プラスチック系床仕上げ | [12] カーペット系床仕上げ |
| [13] 壁装 | [14] 旋盤 | [15] フライス盤 |
| [16] 機械組立て | [17] 家具 | [18] 建具 |
| [19] ガラス施工 | [20] 貴金属装身具 | [21] 印章木口彫刻 |
| [22] 表具 | [23] 園芸装飾 | [24] ペイント仕上げ広告美術 |
| [25] 粘着シート仕上げ広告美術 | [26] 日本料理 | [27] フラワー装飾 |
| [28] レストランサービス | | |

8 競技会場

(1) 競技会場(予定)

幕張メッセ[千葉県千葉市美浜区中瀬2-1]

後藤学園 武蔵野調理師専門学校[東京都豊島区南池袋3-12-5]

東海職業能力開発大学校[岐阜県揖斐郡大野町古川1-2]

中部職業能力開発促進センター(ポリテクセンター中部)[愛知県小牧市下末1636-2]

[注1] 参加選手数の増減等の理由により変更となる場合がある。

[注2] 各競技会場で実施する競技職種は、別紙のとおり。

9 参加選手資格等

グランプリの出場資格は、次のいずれにも該当する者に与えるものとする。

(1) 技能検定の特級、一級又は単一等級の技能士であること。

ただし、競技職種に対応した技能検定の職種と作業名は別に定める。

(2) 都道府県職業能力開発協会(以下「都道府県協会」という。)会長又は都道府県技能士会(連合会)(以下「県技連」という。)会長から会長に推薦された者であること。

(3) 過去のグランプリでの同一職種において、第1位の者でないこと。

10 参加選手等

すべての競技職種においても、競技実施に必要な選手の数、原則として5人以上とする。

(原則として、参加選手推薦締切時に選手数が5名に達しない場合は、当該職種の競技を実施しない。)

また、出場する選手の数、競技会場の許容人数を超えた場合は、中央協会において調整する。

11 大会への選手参加形式

都道府県協会又は県技連は、グランプリに出場する選手を取りまとめ、選手団を編成する。

12 参加費

選手 1 人当たり一定額の参加費を徴収する。

13 表彰

成績優秀な者及び選手団に対して、次の表彰を行う。

- (1) 各競技職種の第 1 位から第 3 位までの者及び第 3 位に準ずる成績を収めた者に対して、主催者賞（賞状及びメダル）を授与する。
なお、必要に応じ、技術委員賞として、特別賞を授与することができるものとする。
- (2) 必要に応じて厚生労働大臣を通じて、内閣総理大臣に内閣総理大臣賞の交付を申請するものとする。
- (3) 各競技職種の第 1 位の者に対して、厚生労働大臣賞（盾）又は必要に応じて内閣総理大臣賞（賞状・盾）を授与する。
- (4) 最も優秀な成績を収めた都道府県選手団に対して、厚生労働大臣賞（賞状及び盾）を授与する。
- (5) 優秀な成績を収めた都道府県選手団に対して、厚生労働省職業能力開発局長賞（賞状及び盾）を授与する。
- (6) (5) に次ぐ上位の成績を収めた都道府県選手団に対して、別途定める規程に基づき、中央職業能力開発協会会長賞（賞状及び盾）又は全国技能士会連合会会長賞（賞状及び盾）を授与する。

14 その他

競技課題（公表分に限る）、職種別参加選手等については、中央職業能力開発協会ホームページ（<http://www.javada.or.jp/>）に順次掲載予定。

－以上－

第28回技能グランプリ 競技会場と競技実施職種について

競技職種及び競技会場は、以下に示す表のとおり予定。

(参加選手数の増減等の理由により変更となる場合がある。)

競 技 職 種	競 技 会 場
染色補正 婦人服製作 紳士服製作 和裁 寝具 石工 建築大工 かわらぶき 畳製作 建築配管 プラスチック系床仕上げ カーペット系床仕上げ 壁装 機械組立て 家具 建具 ガラス施工 貴金属装身具 印章木口彫刻 表具 園芸装飾 ペイント仕上げ広告美術 粘着シート仕上げ広告美術 フラワー装飾 (2 4 職 種)	幕張メッセ 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-1
日本料理 レストランサービス (2 職 種)	後藤学園 武蔵野調理師専門学校 東京都豊島区南池袋 3-12-5
旋盤 (1 職 種)	東海職業能力開発大学校 岐阜県揖斐郡大野町古川 1-2
フライス盤 (1 職 種)	中部職業能力開発促進センター 愛知県小牧市下末 1636-2
全 2 8 職 種	4 会 場

技能グランプリにおける中央職業能力開発協会会長賞
並びに全国技能士会連合会会長賞表彰要領

平成27年1月26日

(表彰の目的)

1. 技能グランプリにおいて、従来からの最優秀選手団賞、優秀技能選手団賞に次ぐ上位の成績を収めた選手団に対し表彰を行うことにより、その努力、功績を称え、ひいては技能グランプリの更なる活性化を図ることを目的とする。

(表彰名称)

2. 表彰の名称は以下のとおりとする。

- (1) 中央職業能力開発協会会長賞
- (2) 全国技能士会連合会会長賞

(表彰の基準)

3. 技能五輪実施要領に定める内閣総理大臣賞・厚生労働大臣賞・厚生労働省職業能力開発局長賞表彰基準（別紙。以下、「厚生労働省表彰基準」という。）に準じて、以下の選手団に授与する。

- (1) 表彰の対象となる選手団は、別紙「厚生労働省表彰基準」の「2（1）ロ」並びに「2（1）ハ」に該当する選手団を除いた全参加都道府県選手団とする。
- (2) 対象選手団に属する入賞者について、金賞を3点、銀賞を2点、銅賞を1点の得点とし、該当人数を乗じた上で加算する。
- (3) 中央職業能力開発協会会長賞は、上記（2）による総得点の上位3選手団に授与する。
- (4) 全国技能士会連合会会長賞は、同じく上記（3）に次ぐ3選手団に授与する。
- (5) 総得点と同じ場合には、上位賞数が多い選手団を上位とし、なおも順位が付かない場合には、敢闘賞の数が多い選手団に授与する。

(表彰の方法)

4. 被表彰者には賞状及び盾を授与する。

(要領の改定)

5. 必要に応じて本要領の改定を行う。

(その他)

6. この要領に定めるもののほか、必要な事項は、中央職業能力開発協会会長と全国技能士会連合会会長が協議し、中央職業能力開発協会会長が別に定める。

(表彰の事務)

7. 表彰にかかる事務は中央職業能力開発協会が行う。

以上

内閣総理大臣賞・厚生労働大臣賞・厚生労働省職業能力開発局長賞表彰基準

1 表彰の種類

(1) 選手表彰

イ 内閣総理大臣賞

繊維、建設、一般製造及び一般の4部門ごとに、当該部門内各競技職種の金賞受賞者の中から、特に優秀と認められた者に対して、内閣総理大臣賞として、賞状及び盾を授与する。

ロ 厚生労働大臣賞

内閣総理大臣賞受賞者の職種を除く他の競技職種の金賞受賞者に対して、厚生労働大臣賞として、盾を授与する。

(2) 選手団表彰

イ 最優秀技能選手団賞

最も優秀な成績を収めた都道府県選手団に対して、厚生労働大臣賞として、賞状及び盾を授与する。

ロ 優秀技能選手団賞

優秀な成績を収めた都道府県選手団に対して、厚生労働省職業能力開発局長賞として、賞状及び盾を授与する。

2 表彰の数及び対象

(1) 選手団

イ 表彰の対象となる選手団（以下「対象選手団」という。）は、一定数（全参加者を全参加都道府県数で除した数。端数は切り捨てる。）以上の選手を参加させ、金賞を含む複数の入賞者（金賞から銅賞までの者に限る。以下同じ。）を擁する都道府県選手団とする。

ロ 最優秀技能選手団賞は、対象選手団に属する入賞者について、金賞を3点、銀賞を2点、銅賞を1点の得点とし、該当人数を乗じた上で加算し、最高得点の選手団に授与する。

ただし、複数の選手団が同得点となる場合には、金賞入賞者数、銀賞入賞者数、銅賞入賞者数の順に比較してより多い選手団に授与することとし、入賞者状況が全く同じ場合は、総選手数の少ない選手団に授与する。

ハ 優秀技能選手団賞は、次の①及び②の3選手団に授与する。

①前記ロの基準による第2位及び第3位の2選手団

②最優秀技能選手団賞受賞選手団及び前記①の2選手団を除く対象選手団について、入賞者の数を当該選手団の総選手数で除して得た入賞率の高い1選手団
ただし、複数の選手団が同じ入賞率となる場合には、前記ロのただし書きの選考方法により受賞選手団を決定する。